

酒類卸売業者の概況（平成25年度調査分）

1 調査の目的

この調査は、酒類卸売業者の企業実態を把握して、国税庁において酒類産業行政を行う際の資料とすることを目的とする。

2 調査対象者

(1) 調査対象者

平成25年4月1日現在において、全ての酒類又はビールを酒類販売業者又は酒類製造者に販売することが認められる免許を有する者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は、調査対象者から除く。

- イ 酒類卸売業による売上高のない者
- ロ 休業等の事情により調査対象期間中の酒類卸売営業期間が1か年に満たない者
- ハ 酒類の販売先について、特定の者に限る旨の条件が免許に付されている者
- ニ 自製酒又は薬用酒のみの酒類卸売業者

(2) 調査対象者数等

- イ 調査対象者数 1,661者
- ロ 回収者数 1,422者（回収率 85.6%）

（注）平成23年度調査分まで、調査対象者を「卸売酒販組合の組合員である者」に限っていたが、平成24年度調査分以降、卸売酒販組合の組合員でない者についても調査対象者としていることから、調査対象者数等が大幅に増加している。

3 調査対象期間

(1) 個人

平成24年分

(2) 法人

平成25年4月1日直前終了事業年度分

4 集計区分

(1) 大企業・中小企業区分

中小企業基本法で定める卸売業区分により、下表のとおり区分した。

区分	会社	個人
大企業	期末における資本金〔318〕が1億円を超え、かつ、従業員数〔114〕が100人を超える会社	期末現在における従業員数〔114〕が100人を超える個人企業
中小企業	期末における資本金〔318〕が1億円以下、又は、従業員数〔114〕が100人以下の会社	期末現在における従業員数〔114〕が100人以下の個人企業

協 同 組 合	中小企業等協同組合法に基づき設立された団体	
---------	-----------------------	--

※ [] 内の数字は調査表の調査項目番号を指す。以下同じ。

(2) 都道府県・国税局区分

事業者の本店所在地（個人については住所地）により区分した。

5 本資料活用上の留意事項

- (1) 各経営分析比率の計算にあたり、分母が負の数のため経営分析比率が異常値となる項目は、「△☆. ☆」で表示した。
- (2) 受取リベート〔422・423〕及び支払リベート〔427・428〕は、それぞれ営業外収益及び営業外費用に計上している。
- (3) 「低収益企業」とは、税引前純利益〔431〕が0円以上50万円未満の事業者のことという。
- (4) 調査対象者の増加に伴い、平成22事業年度の計数との単純比較ができないことから、一企業平均の計数を除き、平成22事業年度の計数を表示していない。